

令和7年8月8日 14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

有村工業株式会社

期間: 令和7年8月8日から令和7年9月7日まで(1ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

有村工業株式会社の元社長が法人税法違反などの罪で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏 明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ たかし 早 川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英 明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知 美 (内線 6313)

令和7年8月8日

近畿地方整備局

有村工業株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

有村工業株式会社の元社長は、架空の加工費を計上するなどして所得を隠し、法人税と消費税1億5000万円余りを脱税したとして、令和7年7月3日、大阪地検特捜部に法人税法違反などの罪で在宅起訴されたとの報道がなされた。

2. 指名停止措置理由

有村工業株式会社の元社長が法人税法違反などの罪で在宅起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：有村工業株式会社

大阪府大阪市東淀川区小松1-14-32

代表取締役 有村 章平

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年8月8日から令和7年9月7日まで(1ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。